

法務省令の公布等について

平成20年5月9日刑二第000525号地方裁判所長あて刑事局長通知

平成20年4月23付けの官報(号外第85号)において、下記1の省令が公布されました。また、法務省保護局長から、下記2の訓令が発出された旨の通知がありました。

ついては、下記1の省令及び下記2の訓令のうち、特に地方裁判所の執務に関係すると思われる部分を別紙第1及び別紙第2のとおり送付しますので、参考としてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

1 平成20年法務省令第28号「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」

2 平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程」

(別紙第1)

(略)

(別紙第2)

法務省保観訓第261号

矯正施設の長
地方更生保護委員会委員長
保護観察所長

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程を次のように定める。

平成20年4月23日

法務大臣

平成21年3月24日法務省保観訓第168号
改正 平成23年3月30日法務省保観訓第128号
平成24年3月27日法務省保観訓第1号
平成24年9月5日法務省保観訓第2号
平成25年3月28日法務省保観訓第1号

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程
目次

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 仮釈放等

第1節 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

第1款 法定期間経過の通告等(第7条―第10条)

第2款 矯正施設の長による申出(第11条・第12条)

第3款 審理の開始等(第13条―第15条)

第4款 被害者等の意見等の聴取(第16条―第20条)

第5款 許可決定の通知等(第21条―第24条)

第6款 審理の終結(第25条)

第7款 審理の再開(第26条・第27条)

第2節 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了（第28条―第30条）

第3節 少年院に収容中の者の退院（第31条―第33条）

第3章 保護観察

第1節 通則

第1款 保護観察実施上の基本的事項（第34条―第44条）

第2款 住居の届出及び転居又は旅行の許可（第45条―第50条）

第3款 遵守事項（第51条―第55条）

第4款 生活行動指針（第56条）

第5款 指導監督（第57条）

第6款 補導援護及び応急の救護（第58条―第64条）

第7款 保護者に対する措置（第65条）

第8款 出頭の命令及び引致（第66条―第71条）

第9款 被害者等の心情等の伝達（第72条―第78条）

第2節 保護観察処分少年（第79条―第87条）

第3節 少年院仮退院者（第88条―第99条）

第4節 仮釈放者（第100条―第120条）

第5節 保護観察付執行猶予者（第121条―第134条）

第6節 婦人補導院仮退院者（第135条―第144条）

第4章 生活環境の調整

第1節 通則（第145条―第149条）

第2節 収容中の者に対する生活環境の調整（第150条―第156条）

第3節 保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整（第157条―第161条）

第5章 更生緊急保護（第162条―第165条）

第6章 雑則

第1節 刑執行停止中の者に対する措置（第166条―第168条）

第2節 調書、照会書等（第169条―第171条）

第3節 関係機関との連絡、共助（第172条―第177条）

第4節 受入受刑者の特例（第178条）

附則

第1章・第2章（略）

第3章 保護観察

第1節 通則

第1款・第2款（略）

第3款 遵守事項（抄）

（保護観察処分少年の特別遵守事項の設定及び変更）

第51条（略）

2 保護観察所の長は、規則第49条第2項の必要な資料として、保護観察事件記録を提示し、又は保護観察事件記録に編てつされた書類のうち必要と認められるものの写しを提出するものとする。

（保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）

第54条 規則第51条第2項の書面は、特別遵守事項に関する求意見書（乙）（様式第41号（略））とする。

2 第51条第2項の規定は、法第52条第5項の必要な資料について準用する。

第4款～第7款（略）

第8款 出頭の命令及び引致（抄）

（引致状請求書）

第67条 規則第69条第1項に規定する書面は、引致状請求書（様式第53号）とする。

（引致状執行後の措置等）

第70条 前条の保護観察官は、引致状を執行し、又は執行しなかったときは、当該引致状に

所定の事項を記載して記名押印するものとする。

- 2 地方委員会又は保護観察所の長は、引致状が執行されなかったときは、当該引致状を発した裁判官に、これを返還するものとする。

第9款（略）

第2節～第4節（略）

第5節 保護観察付執行猶予者

（検察官への申出）

- 第121条 規則第101条に規定する書面は、刑の執行猶予の言渡しの取消申出書（様式第94号（略））とする。

- 2 刑の執行猶予の言渡しの取消申出書には、その写し及び申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。この場合において、当該申出に係る保護観察付執行猶予者を法第80条第1項の規定により留置しているときは、法第63条第2項の引致状の謄本を併せて添付するものとする。

- 3 保護観察所の長は、前項の保護観察付執行猶予者が留置されていない場合において、その住居に変更があったときは、速やかに、同項の申出を受けた検察官に対し、その旨を通知するものとする。刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされているときは、当該請求を受けた裁判所に対しても、通知するものとする。

（検察官への申出に当たっての面接）

- 第122条 第81条の規定は、保護観察所の長が法第79条の規定による申出をするか否かを判断する場合について準用する。

（審理開始等の通知）

- 第123条 第91条の規定は、規則第102条において準用する規則第88条第1項の規定による通知をする場合について準用する。

（留置）

- 第124条 第92条第2項前段及び第3項から第6項までの規定は、法第63条第2項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者を法第80条第1項の規定により留置する場合について準用する。

（留置期間の延長に関する通知）

- 第125条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者について、刑事訴訟法第349条第1項の請求を受けた裁判所から、留置期間を延長する決定に係る裁判書の謄本を受領したときは、当該保護観察付執行猶予者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置期間の延長通知書（様式第95号（略））により、その旨を通知するものとする。

（留置する施設の変更）

- 第126条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置するときは、留置する施設の変更指揮書を当該保護観察付執行猶予者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、当該申出を受けた検察官の意見を求めるものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

- 3 保護観察所の長は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、第124条において準用する第92条第5項の規定により通知した者に対し、留置についての通知書により、その旨を通知するものとする。

- 4 保護観察所の長は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、第2項前段の検察官に対し、留置する施設の変更通知書により、その旨を通知するものとする。同項後段の裁判所についても、同様とする。

（留置している保護観察付執行猶予者の釈放）

- 第127条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行

猶予者について、法第79条の規定による申出を受けた検察官又は刑事訴訟法第349条第1項の請求を受けた裁判所から留置の必要がない旨の通知を受けたときは、直ちに、当該保護観察付執行猶予者を釈放するものとする。

- 2 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放する場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、前項に規定する場合を除き、当該申出を受けた検察官の意見を求めるものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

（釈放の指揮等）

第128条 第95条第1項及び第2項の規定は、保護観察所の長が、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を釈放する場合について準用する。

（留置終了の通知）

第129条 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第80条第1項の規定による留置を終了したときは、速やかに、当該留置をした保護観察所の長に対し、留置終了通知書（甲）により、その旨を通知するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、留置終了通知書（丙）（様式第96号（略））により、その旨を通知するものとする。

- 3 前項の場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、当該申出を受けた検察官に対し、留置終了通知書（丙）により、その旨を通知するものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

（保護観察の仮解除の申出）

第130条 法第81条第1項に規定する申出は、仮解除申出書（様式第97号（略））によるものとする。

- 2 仮解除申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。
- 3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第81条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

（仮解除の決定の通知等）

第131条 地方委員会は、法第81条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該保護観察付執行猶予者に対する交付を囑託するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の規定による囑託を受けたときは、決定書の謄本を保護観察付執行猶予者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、前項の規定により決定書の謄本を交付するときは、仮解除期間における遵守事項通知書（様式第98号（略））を、併せて交付するものとする。
- 4 地方委員会は、第2項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第81条第1項の決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 5 地方委員会は、第2項の受領書（甲）の送付を受けたときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、仮解除等決定通知書（様式第99号（略））により、当該決定について通知するものとする。
- 6 保護観察所の長は、第4項の規定による通知を受けた場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。
- 7 地方委員会は、法第81条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

（仮解除取消しの申出）

第132条 法第81条第5項に規定する申出は、仮解除取消申出書（様式第100号（略））

によるものとする。

2 仮解除取消申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第81条第5項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(仮解除取消しの決定の通知等)

第133条 地方委員会は、法第81条第5項の決定をした場合において、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者が矯正施設に收容され、又は留置されているときは、速やかに、当該矯正施設の長に対し、決定書の謄本を送付するものとする。

2 矯正施設の長は、前項の規定により決定書の謄本の送付を受けたときは、速やかに、受領書(乙)を作成し、これを同項の地方委員会に送付するとともに、当該決定書の謄本を、同項の保護観察付執行猶予者に交付するものとする。

3 地方委員会は、法第81条第5項の決定をした場合において、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者が矯正施設に收容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長又はその現在地を管轄する保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該保護観察付執行猶予者に対する交付を囑託するものとする。

4 保護観察所の長は、前項の規定による囑託を受けたときは、速やかに、決定書の謄本を同項の保護観察付執行猶予者に交付して受領書(甲)を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。

5 地方委員会は、第2項の受領書(乙)又は前項の受領書(甲)の送付を受けたときは、法第81条第5項の決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。

6 地方委員会は、第2項の受領書(乙)又は第4項の受領書(甲)の送付を受けたときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、仮解除等決定通知書により、その旨を通知するものとする。

7 保護観察所の長は、第5項の規定による通知を受けた場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。

8 地方委員会は、法第81条第5項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(保護観察付執行猶予者に係る保護観察事件の終結)

第134条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、保護観察付執行猶予者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

(1) 検察庁から執行事務規程第46条第2項の規定による刑の執行猶予の言渡しの取消しがあつた旨の通知を受けたとき。

(2) 大赦が行われたとき又は特赦状の送付を受けたとき。

(3) 保護観察の期間が満了したとき。

(4) 保護観察付執行猶予者が死亡したことを知ったとき。

(5) 保護観察事件を移送したとき。

2 保護観察所の長は、前項第4号に掲げる事由により保護観察事件に係る事務を終結したときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、死亡通知書により、その旨を通知するものとする。

3 第87条の規定は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者の保護観察事件に係る事務を終結した場合又は担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

第6節 (略)

第4章～第6章 (略)

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この規程は、法の施行の日(平成20年6月1日)から施行する。

（仮釈放，仮出場及び仮退院並びに保護観察事件事務規程の廃止）

第3条 仮釈放，仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程は，廃止する。

別表(略)
図(略)